

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年9月30日

今治市長 徳永 繁樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 ・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存 続期間	備考
中川 4	今治市菊間町中川721番	627-29	山林	0.38	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川722番	627-30	山林	0.65	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川826番	627-99	山林	0.30	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川827番	627-100	山林	0.30	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川830番1	627-102	山林	0.43	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川830番2	627-103	山林	0.47	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川830番3	627-104	山林	0.44	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川830番4	627-105- 1.2	山林	0.46	公告の日から 2030.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。